

別表第1(第4条第1項第1号)

事業内容及び補助基準

補助事業名	補助事業内容・対象経費	補助基準額
1 特別支援保育実施事業	<p>習志野市保育指導委員会(以下、「委員会」という。)の審議を経て、こども部長より特別な支援が必要であると決定された児童の保育のために配置する保育士の人事費。</p> <p>ただし、当該年度の入所の事由により委員会の審議を経ていないが施設において特別な支援が必要であると判断する場合に限り、該当児童の受入後に開催される1回目の委員会の決定を事業実施月から適用することができる。</p>	対象者1人当たり月額348,742円
2 主食費等徴収免除事業	副食費徴収免除対象子どもの主食費の徴収免除に要する経費。	1施設当たり月額35円×各月1日時点の対象児童数×給食実施日数
3 おむつ回収事業	おむつの自園処理を行う施設において、事業系ごみの廃棄に要する経費。	1施設当たり月額300円×各月1日の3歳未満児の在籍数
4 実費徴収に係る補足給付事業	<p>次の(1)~(4)のいずれかに該当する本市の教育・保育認定保護者が支払うべき次の(ア)または(イ)の経費。</p> <p>(1)生活保護法による被保護世帯</p> <p>(2)中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯</p> <p>(3)里親</p> <p>(4)上記に準ずる者として市長が認めた者</p> <p>(ア) 日用品、文房具その他の特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>(イ) 特定教育・保育等に係る行事へ</p>	対象児童1人当たり月額2,700円

補助事業名	補助事業内容・対象経費	補助基準額
	の参加に要する費用	
5 保育教材購入事業	保育内容の充実、向上のための物品の購入に要する経費。	1施設当たり年額177円×各月1日在籍の児童数の合計
6 独立行政法人日本スポーツ振興センター加入事業	独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度加入に係る保護者の負担を軽減するため、負担金に要する経費。	児童1人当たり年額125円（要保護世帯については55円）
7 賠償責任保険加入事業	施設の管理における瑕疵による事故等に起因する損害賠償等の負担を軽減するため、賠償責任保険に要する経費。	1施設当たり年額30,000円
8 児童健康診断実施事業	眼科検診、歯科検診及び国が定める以下の回数を超えて市基準に基づき実施した健康診断に要する経費。 ・小規模保育事業所:年2回	1回当たり29,100円
9 一時保育実施事業	児童福祉法第34条の12第1項の規定に基づく「一時預かり事業開始届出書」を県に提出し事業実施する施設において、国が定める一時預かり事業実施要綱に基づき実施する一時保育の運営に要する経費。	国が定める子ども・子育て支援交付金交付要綱に規定される運営費の基準額に準拠した額。

別表第2(第6条)

交付申請に係る添付書類一覧

補助事業名	添付書類
9 一時保育実施事業	別記第3号様式別添「一時保育実施事業予定内訳書」

別表第3(第7条)

実績報告に係る添付書類一覧

補助事業名	添付書類
全事業共通	(1) 就業規則及び給与規程の写し (2) 職員名簿 (3) 職員の資格者証の写し
1 特別支援保育実施事業	(1) 補助対象職員人件費内訳表
2 主食費等徴収免除事業	(1) 主食費徴収免除対象子どもであることを証する書類(管外受託児童のみ。)
3 おむつ回収事業	(1) おむつ回収事業を実施していることが分かる書類
4 実費徴収に係る補足給付事業	(1)別記第3号様式別添2「実費徴収に係る補足給付事業内訳書」 (2) 経費区分及び支払を証する書類
5 保育教材購入事業	(1) 別記第3号様式別添3「保育教材購入事業対象経費内訳書」
6 独立行政法人日本スポーツ振興センター加入事業	(1) 独立行政法人日本スポーツ振興センター加入契約書の写し (2) 加入児童名簿 (3) 保護者負担額が分かるもの
7 賠償責任保険加入事業	(1) 賠償責任保険の加入契約書の写し (2) 支払明細書の写し
8 児童健康診断実施事業	(1) 別記第3号様式別添4「児童健康診断実施事業対象経費内訳書」
9 一時保育実施事業	(1) 別記第3号様式別添5「一時保育実施事業内訳書」 (2) 利用児童数、事業実施時間(日)等の事業の実施が分かるもの (3) 補助対象職員人件費内訳表